

知的所有権ニュース (2017年10月)

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

秋も深まり、寒さを感じる朝も多くなってきました。皆様いかがお過ごしでしょうか。巷では、グーグルの「Google Home」に続き、ソニーとパナソニックもAIを搭載した同種製品を発売するとのニュースが流れています。また、このようなAIとIoTの融合に加えて、ロボットの活用も一段と増加してきています。高齢化や人手不足も手伝って、かつてのインターネットの爆発的普及と同じような激変がこの世界に訪れるのでしょうか。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやファクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 諏訪圏工業メッセへの出展について

例年どおり、本年も諏訪圏特許事務所連合会として、10月19日(木)～21日(土)まで開催される諏訪圏工業メッセに出展いたします。弊所では、今回、特許と商標登録を取得された鉄羅さんの試作品の展示を行います。是非、ご来場ください。

2. 商標審査基準・商標審査便覧のトピックス

平成28年度の商標審査基準の審議に基づく改訂と、これに続く商標審査便覧の改訂により、幾つかの運用変更が行われておりますので、以下に概略を列挙します。

①家紋の取扱い

従前は、同一若しくは類似の既登録商標がない場合には、原則として家紋に相当する図形が登録できる状況でした。今般の改訂では、周知な家紋は原則として登録できないこととなりました。

②著名な絵画等からなる商標の取扱い

絵画及びイラストレーションのうち著名なものは、自他識別力を有しないとともに、特定人に独占させるべきでないことから、これらを商標とする出願について拒絶すべき場合について定められました。

③同一商標(精神拒絶)の取扱い

従前は、既登録の商標権と同一の商標について、指定商品・役務の少なくとも一部が同一である出願については、商標権者と同一の出願人であっても、商標法の趣旨に反するとして拒絶していました。今般の改訂では、指定商品・役務の全てが同一でない限り、登録し得ることとなりました。また、指定商品・役務の全てが同一である場合でも、国際分類の版が異なる等により実質的には内容が相違する場合にも、登録し得ることとなりました。さらに、この拒絶理由を通知するときには「商標法第3条柱書きの趣旨に反する。」という表現とすることとなりました。

④出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い

出願人と引用商標の権利者との間に親会社と子会社などの支配関係がある場合には、陳述書などにより引用商標権者が出願商標が登録されることを了承していることを証明することにより、類似関係にある商標登録が認められることとなりました。ただし、商標及び指定商品・役務の双方が完全に同一である場合は上記②と同様にこの限りではありません。

3. AIと著作権法

著作権法には、著作権の制限に関する規定として、以下に示す第47条の7という条項があります。

「著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物について、この限りでない。」

この条項は、コンピュータでの情報解析を行う場合に著作物を利用する場合に、非常に重要な規定となることが指摘されています。

<http://rclip.jp/2017/09/09/201708column/>

つまり、AIを構築する際の機械学習のためであれば、既存の著作物を媒体に記録し、これを利用することができることを意味します。

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

平成29年10月27日（金）：飯田商工会議所

平成30年 1月26日（金）：松本市役所

平成30年 3月23日（金）：松本市役所

・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800（予約がある日のみ）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所（ものづくり支援センターしもすわ）

：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成29年10月17日（火）：テクノプラザおかや

平成29年12月 6日（水）：下諏訪商工会議所

平成30年 1月16日（火）：テクノプラザおかや

平成30年 2月20日（火）：テクノプラザおかや